○外務省告示第百三十八号

昭和四十四年十一月二十九日にブリュッセルで作成された「油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十三年八月十五日外務省告示第二百八十号をもりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アルジェリア民主人民共和国	平成二十三年十一月二十一日	平成二十四年二月十九日
コンゴ共和国	平成二十六年五月十九日	平成二十六年八月十七日

平成二十八年四月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百三十九号

昭和五十一年九月三日にロンドンで作成された「国際移動通信衛星機構に関する条約」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年二月二十五日外務省告示第八十一号をもりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アンティグア・バーブーダ	平成二十一年十月十二日	平成二十一年十月十二日
イエメン共和国	平成二十三年一月二十四日	平成二十三年一月二十四日
モンゴル国	平成二十三年九月二十八日	平成二十三年九月二十八日
パラオ共和国	平成二十三年九月二十九日	平成二十三年九月二十九日
ヨルダン・ハシミット王国	平成二十六年十一月十八日	平成二十六年十一月十八日
ジョージア	平成二十七年一月十二日	平成二十七年一月十二日
エクアドル共和国	平成二十七年十一月十一日	平成二十七年十一月十一日

平成二十八年四月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省
環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月十二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月二十一日

文部科学大臣　馳　浩
環境大臣　大塚　珠代

承認番号　16－26Ｐ－0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立大学法人　東北大学 学長　里見　進 宮城県仙台市青葉区片平二丁目１番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	Rubisco過剰生産イネ（*RBCS2-sense, Oryza sativa* L.）(Sr 26－8)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：宮城県大崎市鳴子温泉字蓬田232番３号 名称：東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター隔離ほ場 使用期間：承認日から平成31年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 (1)　隔離ほ場施設（東西約56m×南北約95m）内の砂質水田（東西25m×南北20m）を使用する。本隔離ほ場の排水は、循環する設備内周辺の排水パイプに回収され、ため池に入り、循環する水の一部は、この隔離ほ場の土質は火山灰土壌であるため排水性が良く、結果として浸透する。しかし、浸透であるため、種子の隔離ほ場外への流出はない。また、二重の安全のために、隔離ほ場の周囲（フェンスの内側）に、深さ30cmの堀を築き、時間雨量300mm程度でも、種子が隔離ほ場外に流れることはない設計となっている。 (2)　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場全体の外側に、メッシュフェンス（高さ185cmの５cmメッシュのフェンスを50cm四方のブロック塊支柱に埋め込む。）を設置している。 (3)　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げている。 (4)　花粉の飛散を防止するために、隔離ほ場から東側の一般農家ほ場と西側の研究ほ場側は高さ20m以上の樹木（防風林）で覆われている。また花粉の飛散や小動物による種子の隔離ほ場外への流出を防ぐために、イネの最終葉である止葉の出現したときから収穫時までは、防雀網（２cmメッシュ）を、栽培しているイネを覆うように設置する。 (5)　本隔離ほ場には、使用した機械、器具、靴等に付着した土を洗浄するための洗場を設置している。 (6)　本隔離ほ場は、直近の一般農家水田からおよそ400m、また直近の東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センターの実験ほ場（水田）からおよそ200m離れた場所に位置する。 ２　隔離ほ場の作業要領 (1)　本遺伝子組換えイネ及び比較対象のイネ品種以外の交配可能な植物が隔離ほ場内の栽培実験区画で生育することを最小限に抑える。 (2)　本遺伝子組換えイネを隔離ほ場外に運搬する場合は、当該イネが漏出しないような構造の容器等に納めてから運搬する。本遺伝子組換えイネを保管する場合には、当該イネが漏出しないような構造の容器内に納め、保管する。 (3)　隔離ほ場内の栽培実験区画で栽培したイネの残さ及び発生した植物は、試験終了後速やかに隔離ほ場内に鋤き込むことにより確実に不活化する。種子は漏出しないような容器に納め、オートクレーブにより不活化する。